

## 青森市統合新病院整備場所等検討会議実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市のまちづくり等の観点から、青森県と青森市による共同経営・統合新病院（以下「統合新病院」という。）の整備に望ましい場所等について、有識者から意見聴取をするために開催する青森市統合新病院整備場所等検討会議（以下「検討会議」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (構成員)

第2条 検討会議の構成員は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者等
- (3) 医療を受ける立場にある者

### (検討会議)

第3条 検討会議は、市長が招集し、次に掲げる事項について、構成員の意見を聴取するものとする。

- (1) 統合新病院の整備に望ましい場所に関する事項
- (2) 統合新病院周辺の公共交通に関する事項
- (3) 統合新病院の整備後における現青森市民病院の利活用に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 検討会議に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

3 座長は、検討会議を進行する。

4 座長が不在のとき、又は欠けたときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。

5 市長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことがある。

### (庶務)

第4条 検討会議の庶務は、市民病院事務局総務課病院整備準備室において処理する。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

#### (実施期日)

この要綱は、令和5年11月7日から実施する。